

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岩手労働局一般公示第13号

岩手地方最低賃金審議会は、岩手県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岩手県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体も含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成29年7月27日までに、岩手地方最低賃金審議会（事務局：盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号盛岡第2合同庁舎5階岩手労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

平成29年7月12日

岩手労働局長 久古谷 敏行